

裁判員経験者意見交換会議事録

1 日 時 平成28年1月26日（火）午後3時00分から午後5時15分
まで

2 場 所 大津地方裁判所裁判員候補者待機室

3 参加者等

裁判員経験者 5人

司会者 西田眞基（大津地方裁判所長）

裁判官 川上宏（大津地方裁判所部総括判事）

検察官 鷲野辰夫（大津地方検察庁検事）

弁護士 富塚浩之（滋賀弁護士会所属弁護士）

司法記者クラブ記者4人

4 議事要旨

司会者：大津地方裁判所長の西田です。

本日は裁判員経験者意見交換会に5人の裁判員経験者及び補充裁判員経験者（以下併せて裁判員経験者と呼ばさせていただきます。）の皆さんに御参加いただきました。裁判員経験者の皆さんには、裁判員，又は補充裁判員として重責を果たしていただいた上に，この意見交換会に御参加いただき心から御礼申し上げます。どうもありがとうございます。

さて，大津地方裁判所で開催する裁判員経験者の意見交換会は，今回で6回目となります。まず，この意見交換会の趣旨を説明させていただきます。

平成21年5月に裁判員制度が始まってから，昨年5月で6年がたちまして，大津地方裁判所でも多くの方々に裁判員，又は補充裁判員として裁判員裁判に参加していただきました。裁判員，又は補充裁判員の皆さんには，裁判終了直後にアンケートなどで御意見を伺っておりますが，裁判員裁判を経験されてしばらくたったこの時点で，改めて裁判員，又は補充裁判員として

の経験を振り返っていただき、率直な御意見、御感想をお聞きしたいと思えます。伺った御意見などを今後の裁判員裁判の運用に活かし、分かりやすく充実した裁判員裁判につなげていきたいというのが、この意見交換会の趣旨でございます。

本日は、裁判官、検察官、弁護士の法曹三者にも参加していただいておりますので、制度をより良いものとしていくために法律家がどのような工夫や努力をする必要があるのか、厳しい御意見も含めて率直な声をお聞かせ願えれば幸いです。また、本日は報道関係の皆さんも参加されています。報道を通じて、裁判員経験者の皆さんの生の声を県民の方々にもお届けすることによって、今後、参加される方に裁判員制度についての正確なイメージを持っていただき、安心して参加していただければとも思っております。是非とも活発な意見交換をお願いいたします。

まずは法曹三者から簡単に自己紹介をお願いしたいと思います。

検察官：本日は貴重な機会をいただき皆さんのお話を聞けるということで、今後の参考にしていきたいと考えております。どうぞよろしく願いたします。

弁護士：本日、裁判員経験者の御意見を聞くという貴重な機会をいただきましたので、これを弁護士会にも持ち帰りまして、今後の弁護活動の充実につなげてまいりたいと思っております。よろしく願いたします。

裁判官：大津の裁判所において、約2年間裁判長として裁判員裁判を担当してまいりました。本日御出席の皆さんが担当した事件につきましては、全て私が担当いたしました。本日は、主に量刑に関する当事者の主張立証活動の在り方や、量刑評議の在り方がテーマになっております。皆さんも量刑については、いろいろと悩まれたことが多かったらうと思えます。本日は皆さんが悩まれたことや御感想、御意見を聞ける非常にいい機会だと思っておりますので、どうかよろしく願いたします。

司会者：今回の意見交換会は、犯罪が成立すること自体については争いがなくて、量刑が主として争点となった事件における量刑事情に関する検察官及び弁護人の主張立証活動を、皆さんがどのように受け止め、感じられたかという点と、量刑評議の在り方、つまり裁判官と行った評議のうち、量刑に関する部分を皆さんがどのように受け止め、感じられたかという二つの点を大きなテーマとして進めていきたいと考えております。意見交換の後に、傍聴されている報道機関の皆さんからの質問の時間を設ける予定です。なお、2番さんは、本日欠席です。

それでは、まず皆さんがそれぞれどのような事件を担当されたのかを私から御紹介します。それに引き続いて、今回、裁判員裁判を経験したことについての御意見や御感想をまずは簡略にお話しただいて、それから後、本題に入ることにしたいと思います。

まず1番さんの事件ですが、強姦致傷という事件で補充裁判員として参加していただきました。インターネットを通じて知り合った未成年の被害者に対して、後で写真を撮ってばらまくなどと脅迫して強姦し、傷害を負わせたという事件です。1番さんの裁判員裁判を経験された御意見、御感想をお願いいたします。

裁判員経験者1：経験させていただきまして一番勉強になったと思うのは、入ったことがないところに入らせてもらったというのが一番です。その後、いろんな裁判関係のテレビのニュースなんかで椅子がずらっと並んでいるのを見ますと、これは裁判員裁判なんだなというのが分かりまして、これは皆さん大分勉強されているなというのが分かりました。私もドラマなんかではよく見るんですが、実際にこういうふうにやらせていただいたということで本当に勉強になりました。分かりにくい専門用語が何箇所か飛び交っていたことがありまして、どの言葉か忘れましたがけれども、理解ができなくて質問させてもらったような記憶があります。ネットの社会で、今、非常にたくさ

んこんな問題，よく似た問題がたくさん出ておりますけれども，本当に難しい世の中になってきたなと思います。

司会者：次に，3番さんの事件ですが，殺人未遂と銃刀法違反という事件で，裁判員として参加していただきました。事案の内容としては，不仲であった実母を殺害しようと包丁で切りつけたけれども，被告人の意思により殺害することを中止して，傷害を負わせるにとどまったという事件です。3番さんの裁判員裁判を経験された御意見や御感想をお願いいたします。

裁判員経験者3：裁判員を経験させてもらったことに対する感想としては，1番さんと全く同じです。日常生活から非日常に入ってきて，見ることも聞くことも初めての内容ばかりなんで非常に戸惑いましたけれども，いい経験をさせていただいたことによって，自分自身も裁判というものに対する関心が非常に高くなったということはありません。

裁判自体については，私が担当させてもらった事案が親子の関係のもつれということから事件が発生したわけですが，評議の中でもいろいろと話が出た中で，量刑等をどうするかという話が，当然，皆さんで意見を交わすわけなんです。親子なんだから何とか関係を修復したいとか，本人の身になってこれからどうしていくかということをお皆さんが真剣に考えられて，そのためには何ができるというわけではないけれども，その上でどういった刑がいいのか，あるいは情状酌量をつけるのかつけないのかとかいうような，そういった意見がたくさん出ました。そこらあたりが普通の犯罪とは違うところで，裏側で皆さんそういった思いがたくさん詰まった内容だったのではないかなと思います。

司会者：続きまして，4番さんと5番さんは同じ事件を担当されています。強制わいせつ致傷という事件で，お二人とも補充裁判員として参加していただきました。事案の内容としては，被告人が雇っている被害者に対して強いてわいせつな行為をして，その際に抵抗した被害者が転倒するなどして傷害を

負ったという事件です。それでは、まず4番さんの裁判員裁判を経験された御意見、御感想などをお願いいたします。

裁判員経験者4：まず、まさか私が当たるとは思っていなかったのですが、本当にすごくショックを受けたのと、自分で裁判に対しての考えが少し変わったことがあります。ここの建物に来るということも初めてでしたので、何から何まで全てが初めてのことですので、本当にあっという間に過ぎてしまったんですが、一言一言、私の発する言葉自体が何か重みがあるように思えて、少し怖い感じがしました。全くの素人ですので専門用語も分かりませんし、法律的なことの基礎も何も分かっていない者が、実際に裁判に関わるということの重みをひしひしと感じました。でも、良い経験をさせていただいたとは思っております。

司会者：5番さんをお願いいたします。

裁判員経験者5：私も普段経験できないようなことが経験できたということが良かったと思います。あとは量刑を決めるのは、どうしても6人いる中で、他の方を気にしてなかなか自分の思ったことが素直に出せない雰囲気があったなと思いました。それと、裁判員裁判のニュースとか、経験した後は気になるようになりました。

司会者：最後に6番さんの事件ですけれども、殺人という事件で裁判員として参加していただきました。事案の内容は、妻の介護を続けていた被告人が、妻の将来を悲観するとともに、今後の介護の不安や苦しみから解放されたいという思いで妻を殺害したという事件でした。6番さんの裁判員裁判を経験された御意見、御感想などをお願いいたします。

裁判員経験者6：私も日ごろはテレビドラマとかニュース等で裁判の様子しか見てなかったんですが、実体験として評議にも参加させていただいて、大変良い経験をさせていただきました。今回のこの裁判の事例なんですが、裁判員裁判があってから3箇月しかたっていないんですが、その間に新聞報道等で

何例か同じような経緯の裁判があったと思います。それだけ社会的に注目されている内容ではなかったかなと思っています。認知症とか高齢化とか、一人住まいという、孤独といいたいでしょうか、いろいろともうほとんど毎日というぐらいに、そういう高齢者の生活の豊かさというのが落ち込んでるような報道がよくされるんですけども、今回の裁判員を経験したことによってしっかりと、上辺のニュースという部分ではなくて、深掘りした自分の意見として心の中で振り返られるという機会と捉えておりました、大変貴重な時間をいただきました。

司会者：皆さんからは、非常に口々に良い経験をされたということで、裁判所としてもうれしく思っております。

それでは、ここで本題に入らせていただきます。量刑事情に関する検察官、弁護人の主張立証活動についてというテーマですけれども、当然、その犯罪事実、犯行が認められることが量刑の前提ですので、犯罪事実についての主張立証活動も含めて御意見をお聞きしたいと思います。

まず、法廷で最初に冒頭手続といまして、検察官の起訴状の朗読、それから被告人がその事実を認めるかどうかという罪状認否という手続がありました。その後に、検察官と弁護人が冒頭陳述という、それぞれこの裁判で、検察官はどのような事実を立証し、弁護人はどのような事実を立証するのかという、双方から見た事件に関する説明のようなものがあったと思います。そのあたりを思い起こしていただきまして、その冒頭陳述のことについてお伺いしたいんですけども、まず、検察官と弁護人の双方の冒頭陳述をお聞きになって、これから証拠を見聞きする上での道しるべのようなものとして理解できたかどうか、要するに冒頭陳述というものを聞かれたときに、その後で証拠を見聞きされるわけですけれども、そのマップといえますか、簡単なガイドといえますか、道しるべといえますか、そういうものとして検察官の言っている冒頭陳述、弁護人の言ってる冒頭陳述が理解できたかどうかという

ころ、さらにつけ加えますと、犯罪の成立自体にはそれほど大きな争いはなくて、量刑が一番大きなポイントの事件で、そういうところがその量刑の分かれ目になるのだということが検察官と弁護人の冒頭陳述を聞かれて理解できたか、このあたりをお聞きしたいと思います。

1番さんからいかがでしょうか。

裁判員経験者 1：私の場合は5回ここへ来まして、判決公判まで5回だったんですけど、最初の冒頭陳述というのは一番最初にあったんで、分かりづらい、理解しにくいなというのはありました。検察官が非常に弁の立つというのも変な言い方ですけど、何か聞いててすごく分かりやすい言葉で話されていたので、どちらかというところのほうが入る量が多くて、弁護人のお話がすごく弱いような気がしたんです。これは何でかなと思ったら、事前に新聞報道で事件が出ていましたので、それを覚えていたんです。こういう事件があったんだなということで、この事件の裁判なんだなということが後で、ここに来るまで全然分からないんですけど、来てから気がついて、それでいうと先入観が入ってしまっていたかもしれないけれども、弁護人の言っていることがどうもしっくり聞けなかったような気がします。書類とか、そういうことについては非常に事細かく見せていただいたので、それはよく分かりましたが、検察官と弁護人の主張の力の入れ具合というのは変な言い方かもしれませんが、自分には、検察官はすごく力が入ってて、弁護人はあまり力が入ってなかったような感じを受けました。

司会者：補充してお聞きしますと、どちらかというところの弁護人の冒頭陳述がやや分かりにくかったということなんですか。それは、最後におっしゃった発言の仕方というところもあるのかもしれませんが、弁護人の主張の内容自体も分かりにくいというところがあったんでしょうか。

裁判員経験者 1：はい。

司会者：判決書を見ますと、同じような性犯罪を起こして執行猶予中の被告人

がまたやった事件ですよ。弁護人のその冒頭陳述で分かりにくかったのは、どのあたりか覚えておられますか。

裁判員経験者 1：悪いことをした人間は悪いんだみたいな頭があるものですから、あなたはこれが悪い、これをしたのが悪いというのを聞いてると、ああ、そうだなと思ってしまいます。反対に弁護人は、ここはこういう事情があつてこうなんです、こういうことをやったのは、それは何かの拍子でこうなつてしまつてみたいな理由づけをしてるように聞こえてしまつて、もう一つ、弁護人の主張が客観的というか、そういうことではないように聞こえました。

司会者：判決書を見ますと、被告人の生い立ちや家族関係などが原因だという主張を弁護人はしていたようで、そのあたりがなかなか理解しにくかつたということなんでしょうか。

裁判員経験者 1：そうですね。何をしにきておられたのかなと思いました。何を言つておられるのか、分からなかつた。

司会者：3番さん、検察官と弁護人の冒頭陳述を聞かれて、これから証拠を見たり聞いたりする上でのいい道案内になつたかどうか、あるいはどこが量刑上のポイントということをそれぞれ主張してるのか、このあたりがよく分かつたかどうかということなんですが、いかがでしょう。

裁判員経験者 3：そうですね、冒頭陳述に入る前に選任手続が半日あつて、自分たちがやらなきゃいけないよということでまず面食らつて、1日目は、スケジュールを見て思い出してたんですけども、まず打ち合わせが15分あつて簡単な説明があつた後、いきなり法廷に入つて、今から起訴状の朗読があつて冒頭陳述ですというような話になるんですが、先ほど皆さんが言われてましたように非日常なんですよ。だから目の前に出てくるのが初めてのことばかりで、はっきり言つて面食らつてる状態で、本当に自分の目の前で、これはドラマでも小説でも映画でも何でもなく、現実の問題として裁判

がここで行われてるということに対して、責任もありますから非常に集中して聞いてはいるつもりではいたんですけども、非常に気持ちとしては地に足がついてないというか、うわついた状態ではいたかなと思います。

その中で検察官と弁護人のそれぞれの主張というか、話を聞くに当たって思ったんですけども、検察側の冒頭陳述の際に配付された資料というのが、記載された内容に口頭で少し補足する程度のボリュームでしたので、資料を見ながら非常に理解しやすかったです。冒頭陳述であるとか証拠調べとかいうのがあるんですけども、実際にいろいろ評議するのは、それが終わってから日を改めてやりますので、そのときのメモであるとか、配られた資料であるとかいうのを見返しながら、自分の記憶をこう思い起こして、それで皆さんと意見を交わすわけですから、その資料が非常に重要なわけです。そのときに、箇条書きで書かれてて、補足する程度でしたから、自分で聞いている内容も少しメモする程度で、非常に後から見直すときに見直しやすかったんですけども、一方で辩护人側から出てきた資料というのが、話す内容は箇条書きでされてはいたんですけども、記載された以外の情報量が非常に多くて、後から資料を見ても、口頭でつけ加えられてる言葉が非常に多くて、全部が全部メモでとれないですから、そういう意味では後から見直すという意味での資料としては、非常に自分としては扱いにくかったというか、自分の記憶をたどりながら、あのときこういうふうに言われたけどどうだったかなと考えるには、苦労した記憶があります。

司会者： 弁護人の冒頭陳述はやや詳しくあったということなんでしょうか、その口頭で述べている部分も含めると。

裁判員経験者3： 資料自体は非常にワンセンテンスで書かれたような内容がありました、確かに、記憶してます。それに対して口頭で補足される内容がかなり多かったということです。

司会者： 4番さん、冒頭陳述についていかがでしょうか。

裁判員経験者 4：決まってからここへ来て、本当にあつという間にいろんなことが流れていってしまいまして、本当にあれよあれよという感じで進んでしまったんで、本当に自分の立場を理解するということがなかなかできなかったんですけど、まだ初めてということで、一番最初に聞いた検察官のお話というのがすごく印象に残ってしまいまして、弁護人がお話しされたときは、もともと強制わいせつのこの事件というのは認められてたので、どこにポイントがあるのかがよく素人の私には分からなくて、ですからそのあたりの理解がなかなかできなかったです。ただ、経緯をすごくお話ししていただいて分かってはいるんですけど、弁護人が何をポイントに置かれてるかというところが私には分かりづらかったということです。

司会者：5番さんはいかがでしょう。

裁判員経験者 5：冒頭陳述は分かりやすかったです。私も弁護人がどこをポイントにされてるのかというのが分かりにくかったです。それと、被害者の弁護士が出てこられて、被告人に何か反省をしているのかとかいう問い詰めて追い込んでいくような場面があったんですけど、何か反省していると言ったら、それは刑を軽くしてほしいからだということと言われるし、してないと言ったら反省してないという、どっちにしても何も言えない状態にさせていくという場面があったので、それは、量刑を軽くしてあげようかなという方向に働いてしまうのではないかと思いました。

司会者：どこがポイントかというのは、最初の段階で理解しにくかったということでしょうか。

最後に6番さんは検察官と弁護人の冒頭陳述を聞かれてきちんと分かりやすかったのか、あるいはよく分からないなという感じだったのか、いかがですか。

裁判員経験者 6：私の場合は、被告人が事件当日、殺害した当日なんですけども、被告人自らが自首したという状況下でありましたので、弁護人は殺人と

ということに対してではなくて、むしろ量刑的に減刑といたしましょうか、猶予をつけてほしいというようなスタンスが大きかったのではないかなというのが、一応今の感想になってます。といいますのも、被告人のこれまでの生活の態度とか、介護の疲れとか、そういうことを陳述されてた度合いが多かったので、量刑の中でむしろ減刑と猶予、社会復帰できるような弁護に努めておられたように思っておりました。内容的にもそういう形になっていたと思いますし、良かったのではないかなと思っております。

司会者：一番最初の弁護人の冒頭陳述の段階で、この事件が奥さんを殺してしまったことは間違いのないけれども、こういった事情があるんですということを弁護人は大分主張したと、そういうことなんですね。今、猶予ということを言われたんですが、弁護人は執行猶予を求めますということを最後の弁論じゃなくて、一番最初の冒頭陳述の段階から口に出していたんでしょうか。

裁判員経験者6：口には出されてなかったと思うんですけども、社会復帰、自分で更生できるチャンスを与えてほしいと言っていたような記憶はありません。被告人はかなり高齢でしたけれども、懲役刑になればもちろん入ってしまうわけですので、それよりもまだまだ社会復帰できるというようなことも訴えておられたのは記憶があります。

司会者：それをお聞きになって、そのあたりが弁護人の主張で、そこをどう判断するかというのが、この事件のかなりポイントなんだというのが理解されたということですね。分かりました。

それでは、検察官、弁護人の冒頭陳述が行われた後で、実際の証拠調べが行われていくわけですけども、その証拠調べには証拠書類を取り調べると、証拠書類の内容を皆さんに伝えたり、あるいは写真とか図面を示したりということと、あと証人を取り調べたり、あるいは被告人から話を聞いたり、大きく分けてそういった2通りのものが行われたと思います。それで、まず検察官が証拠書類、いわゆる供述調書という人から話を聞き取ったも

の、そういった内容を読み上げたり、あるいは図面や写真を示したりということがあったと思いますけれども、これらについては、聞かれててどういう事件があったのかというあたりはきちんとイメージできたかどうか、そのあたりをお聞きしましょう。

まず、1番さん、強姦致傷事件ということで被害者がどんな被害に遭ったのかというあたりは、検察官が読み上げたりする証拠書類の内容などによってきちんとイメージできましたでしょうか。

裁判員経験者1：これはもうできました。前のパソコンに写真も見せていただきましたし、場所自体も僕も知ってる場所だったのでイメージできました。

司会者：3番さんの、これは殺人未遂の事件ですが、同じ質問ですが、例えばどんなふうにして殺そうとしたのかとか、それでその被害者はどういう状況になったのかとか、そのあたりの犯罪の様子というのはよく分かったでしょうか。

裁判員経験者3：証拠調べで、ずっと説明いただいた内容については理解はできたんですけども、あらかじめ検察側から証拠一覧のリストをいただいていたんですけども、証拠の一部である供述調書についても、中身の記載はないんです。ですから、全て口頭の説明になります。口頭の説明ですから、我々は一生懸命聞きながらメモをとるわけなんですけれども、先ほどと同じ繰り返しになるかもしれないんですが、後から見直すときに、自分で書いているようなメモですから、全てがきちんと書けてるかどうかというのも怪しいですし、そういったことで後からこの評議のときに使うという意味では、冒頭陳述や論告で配付いただいたような、ある程度まとめたような資料をいただけたら良かったなと思っております。

先走るかもしれないですけど、結果的には供述調書の内容から、後から行われた、この裁判の場合、鑑定が入ったので、鑑定人の資料によってより詳しく記載されていたので、そちらで結果的には事は足りたんですけども、も

しこれがなかったとしたら、評議の中で使う資料としては物足りないなと感じました。

司会者：その検察官が読み上げた内容自体が証拠になるわけですがけれども、耳に入ってきたときには、どんなことがあったのかというのはイメージは一応できましたか。

裁判員経験者 3：はい。

司会者：それを後で記憶喚起のためにメモするのは、なかなか難しかったということですね。

裁判員経験者 3：後から評議の際にずっとそういうのは見直しながら、ああでもない、こうでもない議論するためには、評議の際に皆さんでいろいろな意見を交わすときに、そのときにどういったことが話されたか、説明されたかというのを言いながら意見交換するには、つらかったところがありますね。

司会者：4番さんと5番さんの事件では、少し事実そのものに争いがあったということで、これは被害者の証人尋問が行われたんでしたね。

裁判員経験者 4：はい。

司会者：そうしますと、証拠書類からは離れますが、その尋問を聞かれてどういう状況だったのかというのは、よく理解できたのか、あるいは分かりにくかったのか、このあたりはいかがですか。

裁判員経験者 4：はっきり言って、その全てが理解できたわけではなかったですけど、防犯カメラのずっと一連の流れを見ていくとそうなのかなということで、矛盾はないかなと思いました。

司会者：5番さんも証拠書類と離れて証人尋問の内容が、検察官の尋問、弁護人の尋問を聞いてきちんとイメージできたのかどうか、いかがでしょう。

裁判員経験者 5：分かりやすく思いました。詳し過ぎて女性の被害者は、またこうこうされてというのを詳しく言わなければいけないようだったので、そこはかわいそうだなと思いました。

司会者：要するに性犯罪の被害者に対して、事件の状況を詳しく聞いているのが
かわいそうだなと、そう思われたということですか。

裁判員経験者 5：はい。

司会者：戻りまして、証拠書類のことを6番さんにお聞きしますが、どういう
状況で殺害したのかとか、このあたりのことは検察官が読み上げた証拠書類
の内容によってきちんとどういう事件か、どういうやり方で、どういう結果
が生じたというあたりはきちんと理解できましたか。

裁判員経験者 6：理解できました。まず被告人自らが110番通報をしたんで
すけれども、そのときの音声が流れてましたので、被告人と警察官のやりと
りというのが耳で確認できたということです。それと殺害の凶器、タオルだ
ったんですけれども、その殺害の方法、あと現場の見取図といいたししょう
か、それが写真にされてましたので、理解は十分できたと思っております。

司会者：犯罪そのものに関する立証というのは検察官が大体やると思うんです
けれども、弁護人側でいわゆる情状証人とか、あるいはそうでなくても被告
人の刑を軽くする方向の事情のための立証というのが行われたと思うんです
が、これが皆さんの目から見てどう映ったかということです。成功してると
思ったのか、あるいは今ひとつだなと思ったのかをお聞きしたいと思いま
すけれども、まず1番さんの事件では、被告人のお父さんと、あと臨床心理士
が弁護側からの求めた証人として調べられたと思うんですけど、臨床心理士
の尋問というのは、これはどう評価されましたか。

裁判員経験者 1：もう1年半前なんで、あまり確かな記憶は残ってないんです
けど、この資料を見せてもらう限りにおいては、お父さんも呼んでいろんな
生い立ちとかのお話をされたと思いますし、臨床心理士は、この被告人に対
しての生い立ちに係る環境とか、何かいろんなことを言っていたと思います
けども、どっちにしても長い時間しゃべっていたような気がするんですけ
ど、私には余りインパクトがなかったんです。何をしゃべって、何を言って

いるのかなとずっと分からないところでした。何か他に手が無いのかなという感じがありましたね。

司会者：臨床心理士というのは心理学の専門家だと思うんですけども、そういう専門家の尋問だということで、その尋問自体が例えば専門用語がぼんぼん出てくるとか、専門家証人であるがために理解しにくいというところがあったのか、そのあたりはどうでしょうか。

裁判員経験者 1：専門用語も出てきたかもしれませんが、私自身は言葉にそぐわないような臨床心理士の何か語り口みたいな感じでした。どう言えばいいか分からないですけど、あまりこの裁判に対しては効果がないように思いました。

司会者：先ほどの弁護人の最初の主張自体に関わることでしょうか。

それから、3番さんの事件では、地域生活定着支援センターの職員の尋問が弁護人の請求によって行われていると思いますけれども、これは社会に出てからのことを聞かれたということなんでしょうか。こういった弁護人の立証については、どう評価されましたか。

裁判員経験者 3：復帰した後、そういったケアもきちんと体制としては整えているのでということで、刑をできるだけ短くしてくださいであるとか、執行猶予をつけてくださいというような意図は十分読み取れたので、それはそれで僕はきちんと目的を達しておられるんじゃないかなと思いました。

戻るのかもしれないんですけども、先ほど言いましたが、証人尋問ということで、さっき鑑定が入るという話がありましたけど、最初のこの裁判の争点としては、そもそもが罪は認めているんだけど、精神状態によって有罪無罪をとというようなところからまず弁護側の主張があったので、当然、その一環の中で鑑定人の結果というのは非常に大きなウエートを、この裁判の場合は占めました。その先生の説明も、専門家ではあるんですけども、できるだけ分かりやすくしていただいて、資料も先ほど言いましたようにきちんと

後で見直しても分かるような、大変長い資料でしたけども、参考になったと思います。それがこの裁判の中では非常に大きなウエイトを占めたなと思いました。

司会者：支援センターの職員に対して弁護人が尋問する意図というのは理解できたということですし、さっきおっしゃったのは心神耗弱が一応争われていたので、精神科医の尋問，専門家に対する尋問ですけども、これはよく整理できていたということなんですね。

4番さんと5番さんに関しては、奥さんを情状証人として尋問する予定だったけれども取り消しになったんでしたね。そうすると、弁護人が主として行った情状の立証としては、被害弁償の件ですね。被害弁償についての何か立証についての御記憶はありますか。

裁判員経験者4：どこに本当にポイントを置かれてるのか、何かこういう事件があって大分日数もたってたようなんです。その間の経緯というのもあまり分からず、最初に奥さんが出てこられるということだったけど、それも出てこられなかったの、何か被告人と弁護人との関係というのがどういうものなのかなと、そこで何か疑問に思ったりもしたので、本当に何も分からない者からしてみると、もう少し密にいろんなお話をされて裁判に臨んでおられると思ったんですけど、実際、奥さんは知らなかったということだし、後で聞いて、あれという感じだったので、本当に証拠というか、本当にビデオを見て、それで判断して、あと、その方が着ていた服装とかでそれをこちらが推測して判断してということなので、本当に何かこういう言い方は失礼かもしれないですけど、被告人にとったらどうだったのかなという気持ちが残ってます。

司会者：弁護人の立証が今ひとつ十分でないという印象を受けたということですかね。

裁判員経験者4：奥さんが来られるということで、どんな話をされるんだろう

とあって、事件が事件だけに奥さんとしてのどういう話をされるのかなという
ことで思ってたんですけど、それも奥さんは知らなかったとかいうこと
で、後で聞いたりしますと、密な連絡はどうなのかなと、関係性が分からな
いなと思いました。

司会者：5番さんは、弁護人の情状に関する立証について何か感想など、いか
がでしょうか。

裁判員経験者5：罪は認めているので、お金もこれだけ用意してますというこ
とで、社会的制裁ももう確実に受けるので、どうか寛大な処置をとということ
だったので、その点については分かりました。

司会者：立証している段階で、そういうところを訴えたいんだなというのはき
ちんと通じたということですね。

6番さん、弁護人の立証、これは例えば被害者のケアマネジャーとか、被
告人の息子、娘を証人として調べていると思うのですが、これは今後のこと
とか、あるいは被害者に対して被告人がどう接していたか、このあたりを聞
いたということでしょうか。それに対してどう思われましたか。

裁判員経験者6：被害者は数年来かかりつけの医者にかかっておられたんです
けれども、だんだんと症状が重症化して下の世話とかいうところまで陥って
きて、老夫婦二人だけの生活でしたので、かなり追い詰められていった様子
というのがうかがい知れたというところですね。医師からも薬を変えたり、何
とか重症化をとめるような手だてはされたと思うんですけども、そのあた
りも医師の証言もありましたし、ケアマネジャーから日ごろの被告人の生活
状況、週に何回か忘れましたが、デイサービスから提供される食事を手配し
たり、身の回りもきれいに整理整頓されてましたし、そういった事細かいと
ころからふだんの生活に心底疲れたというような状況が伝わってきました。

それと、子供さんがおられるのですが、いずれも地方に行っておられて、
日ごろこの老夫婦と出会う機会というのがほとんどなかったと、疎遠になっ

てたということの中で今回こういう事件があって以降、面倒を見ますという
ようなこともおっしゃってましたので、そういうところまで弁護人が突っ込
んで、被告人の今後の在り方というの追跡されたと思いますので、一連の
流れとしては良かったのではないかなとも思っています。

司会者：弁護人の、執行猶予を求めようとするための情状に関するいろんな事
件の経緯とか、そういった今後のことなどの立証は、かなり伝わったという
ことでよろしいですか。

次に論告、弁論のこともあるんですが、これについては量刑に関する評議
の在り方のところ、その中で併せてお聞きしたいと思います。

証拠調べが終わって、検察官が論告を言い、弁護人が弁論を言い、結審を
して、評議が始まりますね。その評議のときのことなんですが、まず論告や
弁論が量刑についての評議にどのぐらい役に立ったか、あまり使えなかった
のか、あるいはすごく良かったのか、このあたりを忌憚のない御意見をお聞
きしたいと思います。

まず1番さんからいかがでしょう。

裁判員経験者1：論告、弁論、順番でいくと一番最後のほうなんです。私の
場合5回、5日間だったんですけど、一番最初、初日は初めての体験なんで
非常に頭に入れるだけでも精いっぱいだったんですけど、3回、4回、重な
ってくると流れも大体分かってきて、最後の論告、求刑になるとまとまった
ような考え方をおっしゃられますので、ほとんど頭に入りました。一番最初
に言いましたように、検察側のほうのしゃべり方というか、論じ方が非常に
インパクトがありましたので、そちらのほうに重点が入ってしまって、弁護
側の弁論はあまり頭に入らなかったような気がします。それで、こんなもの
かなと思いました。こういう形で、この方は初犯ではなくて執行猶予期間中
の再犯だったんで、先ほどの話に戻りましてお父さんの証人とか、臨床心理
士のお話とか。もし初犯だったら、ひよっとしたら心に入ったかも分かりま

せんけど、再犯なんで、それも執行猶予中の再犯なんで、何か聞く耳を持たないみたいな、何かそんな感じになってしまったようなことを記憶してます。

司会者：弁護人としても、かなり苦しい状況下での弁論ということだったんでしょうかね。

3番さん、論告、弁論が実際評議する際に役に立ったのかどうかという観点からいかがでしょうか。

裁判員経験者3：役に立ったかという質問に対しては、こうだというふうになかなか言いづらいんですけども、裁判の流れがありますので、流れの中で最終的な論告であったりとか、弁論であったりとかいう一つのまとめになると思うので、そういう意味では、後々の評議の中での考えとして、それは役に立ったと思っております。

ただ、先ほど申し上げたように、分かりやすいかどうか、理解しやすいかどうかということから考えると、どうしても検察側と弁護側での差が出たかなと。プレゼン力という、一般によく会社では言うんですけども、プレゼンというのは難易度がどうであれプレゼン力がいいか悪いかで、理解してもらえるかどうかというので変わってくるんです。ですから、たとえどれだけ中身が良くても、相手に理解してもらえないと、それは結果的には失敗という部分が一般社会ではあるので、それから考えると今後の話のほうへ入ってしまうかもしれないですけど、そういった部分での力量というのは、今後の検討の余地もあるかなという部分はあります。

あともう一つ、検察側の主張と、それから弁護側の主張、最後の話なんで、大体ずっと裁判が進んでいく中でどこが争点かというのは多分整理されてるはずなんですけども、最初に確か記憶でいくと検察側の話が出てから弁護側の話があったと。流れでは当然あるんですけども、その検察側の主張に対して、弁護側の主張が違うところは当然ありますよね。その違うところを

余計強調して言われると、より分かりやすかったのかなと思います。全体を流れるんじゃないで、もう特に争わないところは省いていって、ここだけは違おうと。それはなぜかというのはこういうことでと言われて、受ける側ですから、と言ったほうが分かりやすかったかなと思うんですけども、ただ、裁判の資料として弁護側があらかじめ検察側の論告の資料を全部見て、それに対しての弁論の資料を作るとかという流れになってなくて、当日、それぞれが出すという話になると、なかなかそういうつじつまは合わないのかもしれないですけども、聞くほうとすれば、より争点を強調されて言っていただくと逆に入ってきてやすいかなとは感じました。

司会者：一つ前におっしゃったプレゼン能力の点は、検察官と弁護人ではどちらのほうが問題だったということなんでしょうか。

裁判員経験者 3：先ほども言いましたように、資料のまとめ方という意味では検察側のほうが上だったと思います。ただ、話し口調であるとかいうようなことからすると、これは検察側もまだ、担当された方が若かったのであれなんでしょうけども、言葉に覇気がない、ぼそぼそとしゃべるような部分もあったので、そこはきちんと話されたほうが聞いているほうは聞きやすかったかなと思います。

司会者：4番さんは検察官の論告、弁護人の弁論をお聞きになって、評議の中で使えるかとか、それから理解できるか、理解しやすかったかとか、その点などいかがでしょうか。

裁判員経験者 4：すごく理解するには時間がかかったんですけど、とりあえず短い時間でやっていったことなので、私なりには理解をしようと努力してやりました。

司会者：それぞれの証拠調べを経た上での強調したい点とか、主張したい点というのは、それなりに頭に入ってくるということでしょうか。

裁判員経験者 4：頭には入りました。弁護人は、被告人の社会的立場とかそう

いう話もされてましたので、そういうことも頭には入ってはきたんですが、量刑を決めなければいけないとか、そこまで行くのには本当についていくのがやっとで、これがどういう罪なのかとか自体も分からない状態ですので、本当に話を聞いて自分の頭の中で整理して、あとの5人の裁判員の話とかも聞いたりして、そこで考えていくのがもう精いっぱいでした。

司会者：5番さんはその量刑評議の中で論告、弁論というのがどのように生かすことができたのかというあたり、いかがでしょうか。

裁判員経験者5：どちらも言いたいことはよく理解できました。認められた上での弁論だというところで、どう決着するのがいいのかというところが難しかったですけど。

司会者：認められた上でとおっしゃったのは。

裁判員経験者5：強制わいせつを否定するわけではなくて、けがをさせたというところを否定されていた、そのけがは、このせいであるというのを認めるかという内容だったので。

司会者：弁護人は、その被告人が行った暴行が、被害者のけがとは関係がないという主張をして弁論をしてたわけですよ。そのあたりの主張が、いまひとつぴんとこなかったというような御意見ですかね。

裁判員経験者5：そうです。

司会者：6番さんは論告、弁論が評議の中できちんと生かすことができたのか、評議に使えるものになってたのかどうか、このあたりいかがでしょうか。

裁判員経験者6：論告も弁論も、両方とも理解できたんじゃないかなと思っております。事細かに立証できるような事柄がたくさん出ていたように思いますので、結果としては理解できたんじゃないかなと思ってます。

それと、この評議に当たってなのですが、過去の判例、類似した裁判例というのが示されました。かなり似通った事件がありましたので、すんなりと

いけたんではないかなとも思っております。

司会者：判例とおっしゃいましたが、要するに過去の裁判員裁判で、このような事件でどういう量刑がされているかについての資料、量刑の資料ということですね。

その点、お聞きしますが、1番さんの事件でも量刑の大まかな傾向を示すグラフは示されたんですか。

裁判員経験者 1：示していただきました。

司会者：それについての感想とか、御意見はいかがですか。

裁判員経験者 1：個人的には、刑が低いような気がしましたけど、今、思ってみるとあんなものかなと思います。

司会者：今おっしゃった低いというのは、類似の事件で従来どんな傾向にあるかというのが、思ったよりも低いなとそういう意味ですかね。

裁判員経験者 1：思ったよりも、そうです。

司会者：3番さんも、量刑のグラフは評議の中で御覧になったんでしょうか。

裁判員経験者 3：見させていただきました。

司会者：それを見られた御感想などはいかがですか。

裁判員経験者 3：最初に、殺人及び殺人未遂の場合に最高刑が死刑から始まって、下はという話があって、こんなに広いんだというレクチャーから受けましたから、どこに当てはまるのかというようなところからいろいろ説明をいただいて、議論しながら、その類似した事案に対しては大体こんなぐらいですよと。ただ、説明をいただいたときには、この背景というのは詳しく分からないので、殺人及び殺人未遂で絞って、刃物があつてと、幾つかキーワードを入れながら、それで絞り込まれたうちだったらここからここぐらいまで幅があるよねという形でした。ですので、評議の中でこの事件に対してどういう量刑が適当なのかというような議論が中心だったと記憶はしてますけれども、その量刑がほかの裁判事例と比較して極端に重いのか、極端に軽いも

のなのかというのは参考になったと思います。重くなったとしたら、重くなった、なぜ重いのかというような理由というか、それをまた評議の中で議論しなければいけないですし、その逆もそうなんですけども。そういう意味では大体範囲の中におさまってるからということで、安心したところはありません。

司会者：4番さんは、量刑グラフは評議の中で示されたんですかね。それについての御感想はいかがでしたか。

裁判員経験者4：本当に、量刑といいましても自分で判断できないものですから、そういう方向を示していただくということですのでごく分かりやすかったです。ただ、聞かれましても本当にどこがどうという自分では全然分かりませんので、いろんな判例とかを聞いて、それから後、そのほかのいろんな事情とかも評議して、それで分かりやすかったです。

司会者：5番さんも同じ事件ですが、その量刑グラフについて御覧になって、評議の中でどういうふうにご利用されましたか。

裁判員経験者5：よく似た事例があったので、自然とその方向に行ってしまった感じなんですけど、あまりかけ離れたことは不公平になるというのもあるし、前例と合わすと我々がやっている意味がなくなってくるし、そのあたりが非常に難しいところだなと思いながらやりました。

司会者：量刑グラフということで、幅があるものを示されたということになるわけですね。

裁判員経験者5：そんなに幅はなかったの。そこに落ちついてしまうという感じでした。

司会者：ここで主張立証、それから量刑評議について、併せて法曹三者から御質問があればお伺いします。まず検察官、いかがですか。

検察官：お話を聞いてて興味深かったのが、5番さんのお話で被告人を法廷で追及していると、きつく詰めたりしてるのを見ると、それはかわいそうだか

ら刑を軽くしてあげようという方向になってしまうのではないかというお話があったと思うんですけど、ほかの裁判員経験者に聞きたいのが、それは自分も同じような思いになるだろうとか、いや、そうは思わないとか、もしよければそのあたりのお考えを聞かせていただければと思います。

裁判員経験者 1：私の場合は、検察官は結構ベテランの方だったと思いますけども、結構はっきりとした口調で鋭く言ってましたので、僕はこれはすばらしいなと思いました。別にかわいそうだとかは全然なかったです。もっともだと思いました。

裁判員経験者 3：私の担当した裁判では、検察官はどちらかという淡々と話をされたタイプでしたので、そういった場面はなかったんですけども、判官びいきみたいな感情が湧かないかといわれたら、その場になってみないと分からないんですが、場合によっては出てくるかもしれないなとしか、今のところお答えできません。

裁判員経験者 4：私は5番さんと同じ事件でしたのでおっしゃってる状況も分かるんですが、この事件を起こして裁かれるということよりも、それプラスこの被告人がこんな社会的制裁を受けると、職業柄、そのほうのこととかもすごく頭の中に残ってたと思うんです。ですから、この裁判と、それとは別にまだもう一つ罪があるというか、もう一つ刑を受けないといけないというのもありましたので、そういうこともいろいろ考えたりしてかわいそうかなという感じで見えたり、思ったりしたこともあります。

裁判員経験者 6：私の場合は、あまりかわいそうだというようなことは考えたことはなかったです。それで検察官も結構ポイントとでもいいましょうか、鋭く話をされてましたので、結構そうだというような、不審というか、そういうものは全くなく理解できたと思ってます。

司会者：弁護士から何か御質問はありますか。

弁護士：私からお尋ねしたいのは、皆さん、御経験された事件というのはおお

むね事実関係に争いが無い、犯罪が成立する、量刑をどうするかという事件で、私はやってないんですというのを弁護側が主張していくというのではなくて、要は悪いことをしたということが前提にあつての刑をどうしたらいいかというところで、そういう被告人のために弁護人が活動していたという事件を経験されてますが、そういう事件を経験されて、この裁判員裁判を経験される前と後で、誤解を恐れず平たく言うと、その悪いことをしてるという人を守っているという弁護士のイメージがどこか変わったのか、変わってないのか。変わったんだとしたら、どういうところが変わったのか、そのあたりの印象を、感想ということで結構ですのでお聞かせいただければと思います。

裁判員経験者 1：難しいんですけど、自分の身になって考えたり、将来介護を受ける側になるかもしれませんし、老老介護で苦しい思いをしてる人を見ると、過ちを犯したとしても情状のほうが自分は強いような気がします。だからそういう人は守ってあげたらいいなという気がします。

裁判員経験者 3：この裁判を経験した後でいろいろと情報で分かったことなんですけど、裁判員裁判を担当される弁護人は非常に大変みたいですね。準備期間も非常に長くて、何か手間ばっかりかかるという記事を見ましたけども、そういった非常な御苦労があつての上でなんで、また本当に御苦労だと思うんですけども、私が担当した裁判でいくと、弁護側の何とか罪を軽くしてあげたいという思いと、実際に被告人が思ってる部分の差があつたかなと感じるところがありました。それは裁判中の心証であつたりとかもあるんですけど、そういう言い方をしたらいけないよとか思いながら、それを何とか弁護人はフォローしようとしてるんだけど、何か当の本人があまりそんな気がないのかなと感じることもあつたんですけども、また、まだ小さいお子さんがおられるような方でしたので、お子さんのためにも何とかという部分もあつたんですけども、そういったこともひっくるめて被告人の立場になっ

て弁護活動をしていただけるというのは、本当にありがたいなと正直思いました。

裁判員経験者 4：私が経験したこの裁判では、もう少し何とか頑張ってもらいたいというのが正直なところだったんです。奥さんも出てこられなかったりして、そういうことがすごく印象が悪かったので、私にしましたら、実際は違うんだとかいう感じもありました。いろいろテレビで見てたりとか、話を聞いたりするのはまた違うなというのも、実際感じました。

裁判員経験者 5：これを経験した前と後でというのは、そんなイメージが変わったということはありません。ただ、二人弁護人がおられて、今回は何か訴えかける気持ちがよく伝わってくる方と、何を言っておられるのかよく理解できない方がおられたなと思いました。それは内容にもよるので、得意分野があるのかなとも思いました。

裁判員経験者 6：高齢者が引き起こす犯罪とか、殺人もそうなんですけど、身内絡みの殺人とか、他人を害するということではなしに、高齢者、身内、もちろん夫婦、そういった事件というのが何かよく目にするというか、ニュースでよく聞くようになってきて、今後ますます増えてくるように思っています。そうした中で、被告人の救いというのは、弁護人の力というのが多々あると思いますし、今後ますますそういった部分が増えてくると思いますので、大変重責なお仕事だとも思っております。

司会者：最後に、守秘義務が課せられてることについての何かしら感想などありましたら、一言ずつ伺いたしたいと思います。

裁判員経験者 1：裁判、テレビだとかいろいろ見てて、途中で「これから休憩します。」というのがよくあったので、これはほんまに休憩してるのかと僕は思ってたんですけども、こういう評議があるというのは全然知らなくて、守秘義務についてもこれは守らなあかんなど、そういうシステム上どうしても、それは思いました。

裁判員経験者 3：私が担当した裁判の場合ですと、裁判を通じて大きな心的ストレスというのを感じるようなことはなかったもので、結果的には幸いだったと思ってます。ただ、ひょっとしたらもっと辛らつな事件ですとか、凶悪な犯罪の裁判だった場合は、裁判員は守秘義務に対して大変だなと思います。だからそういうのではなくて、言い方は悪いですけど良かったなというのが私の意見です。

裁判員経験者 4：確かに守秘義務でどこまで守られているのか不確かなところもあったんですけど、必要なものだと思いましたし、負担にはなりました。

裁判員経験者 5：私はそんなに、これからの生活にこれがのしかかってくることは全くないと思いますし、凶悪事件ではなくて良かったなと思います。

裁判員経験者 6：守秘義務につきましては、今まで仕事の関係なんかも含めて教育されてきましたので、一体として考えておりますので、自分自身では問題なくできてるのではないかなとも思っております。

今回、この裁判員裁判であったか記憶はなくしたんですけども、誓約書といいたいでしょうか、今回のこの裁判員裁判に参加して、今後一切守秘義務に努めますといいたいでしょうか、そういった書類交換というのがあったのか分からないんですけども、今後、必要な部分も出るのかどうか、そうした時期が来るかも分からないと、今、感じました。

司会者：今の書類の点は、宣誓書は述べていただいたと思いますけども、守秘義務についての書類を交わすということは行われておりません。

それでは、ここで最後にお一人ずつ全般的な感想や印象も含めて、これから裁判員裁判に参加する方に対するメッセージがありましたら、一言ずつお願いしたいと思います。

裁判員経験者 1：参加するべきだと思います。私の職場で、私は二人目なんですけど、一人目はどうしても仕事の都合で辞退させてもらいますとって辞退したんですけど、実際は行くのが嫌だったらしいですけど、そういうのを聞

くと国の施策でそういう方向で行くんだから、何があっても出ないといけな
いと言っておきました。こういうのはためになるし、日本の国をよくする方
向に行くのではないかなという気もしますし、また、次に当たればまた参加
させていただきたいなと思ってます。

裁判員経験者 3：まず、候補者リストに載ってから選任手続に呼ばれるという
ところで、参加するかどうかという意思がまずあるんですけども、最初
は、「えっ。」という思いが自分自身もありましたから、大変だな、まず裁判
所に来なきゃいけない、あるいは来ないで済ませるには何とかしたいなとい
うところあたりが正直なところだと思うんですけども、1番さんが言われた
ように自分自身のためにもなることだと思うので、機会があればぜひ参加し
て経験していただいて、こういう日本の裁判制度というものがどういうふう
に維持されていってるのかという、それを知る機会だと思いますので、ぜひ
参加していただけたらなと思います。

裁判員経験者 4：すごくいい経験はさせていただきました。もう二度とない
と思うんですけど、今後、もし裁判員に当たられたら、貴重な経験ですの
で、頭から参加しないという方向ではなしに、参加できるように努めていっ
ていただきたいと思います。

裁判員経験者 5：私もやれるのであれば、ぜひ皆さんに断らずにやってもら
いたいなと思います。貴重な経験になりましたし、それと最初にも言ったん
ですけど、私の場合は、どうしても皆さんの意見を気にしながら審議する傾向
になってしまったので、これからなられる皆さんは、まず自分の思うことを
ぶつけてほしいなと思います。

裁判員経験者 6：一般の人の意見が必ず反映されますので、ぜひとも経験をし
ていただきたいと思います。

司会者：法曹三者から、本日の裁判員経験者の御意見、御感想を踏まえた感想
等を一言ずつお願いしたいと思います。

検察官：貴重なお話をいろいろ聞かせていただき、本当にありがとうございました。特に印象的だったのが、裁判の初日に来られて、本当にあっという間によく分からないまま手続が進んでいくという話は、我々も頭では分かっていたんですが、本日、実際目の前でそういった感想を聞くことができ、今後分かりやすい主張立証というものをさらに向上させていかなければならないと思いました。

弁護士：本日はありがとうございました。

なかなか弁護人が言っていることというのは理解されにくいなと思いつつ、日々弁護しているところではありますけれども、なかなかそれを伝えて分かっていたことが難しい面があるんだなということを再認識したところでありまして、ますますそのあたりの研さんを積んでいかなければいけないんだなと。一方で、それなりに弁護人の思っていたところをくみ取っていただいている部分もあるんだなというところは伸ばしていけるようにしたいなと思いました。

裁判官：本日は貴重な御意見をありがとうございました。

今回、量刑の在り方ということですが、量刑がメインの事件についても、審理に臨むに当たっては裁判員に、どこが量刑上のポイントになるのかという視点を提示できるように、今後していきたいと思えます。何か当事者が好き勝手なことを言って、後でここが問題だったんだねということではなくて、最初の冒頭陳述の段階で、ここが量刑を分けるポイントなんだというのが分かるような審理にしたい、それを裁判所、検察官、弁護人で事前に準備をして、そういう視点が提供できるようにできたらと思えます。

また、5番さんが言われた、評議の中で他人の意見を気にしてしまう雰囲気もなくはなかったというのはないように裁判所では努力はしていますが、なるべくこれからも、雰囲気づくりを心がけていきたいと思えます。

司会者：ここで報道関係者から質問が出ておりますので、三つあります。まず

一つが裁判員裁判で難しかったことについてということなんですが、いかがでしょうか。

裁判員経験者 1：難しかったことは、慣れるまで難しかったです。5日間のうちの、最初3日間ぐらいは同じ裁判員ともそんなにしゃべらないですし、慣れてくるとお互いにおしゃべりしながら休み時間に打ち解けてくると、こうやね、ああやねといろんな話もできるようになってくる時点で、少しずつ和めたような感じになってきて、流れもお互いに勉強するような形になってくるので、4日目ぐらいから分かってきて、これはすごい仕事なんだというのが終わってから、大変な仕事をさせてもらいましたと思うのが実感でした。

裁判員経験者 3：私も1番さんの言ったようなところが、一番大変だったなと思います。5日間通って、こちらに来させてもらおうと一日中缶詰ですので外に出してもらえませんかから、その中で、今、個人情報の話もあったりしたというのもあるので、同じ裁判員の中でもお互いに個人の名前も含めて、そういういろいろ話をするのは極力、言われてるわけではないんですけども話さないようにしてるんですけども、打ち解けていろいろと私はこう思うんだけどとか、あるいはさっきこういう話があったけどあなたはどう思うとかいうような話が出てくるようになるのに、先ほど言われたように4日目とか、評議の2日目とか、時間がかかりましたので、できれば情報の交換を必要以上にしないながらも、また打ち解けながらやっていくと、より濃い評議ができたらと思うと思います。

裁判員経験者 4：私の場合4日間でしたので、本当に来てすぐにもう始まってしまって、あれよあれよという間が本当の気持ちです。さっきおっしゃいましたように、ほかの裁判員とも全然交流もありません。最後のほうになりまして少し話をするようになったぐらいですけど、ほかの人がどう思ってるのだろうとかも気にもなりますし、本当にこの雰囲気になじむのにすごく時

間がかかりますので、それからこれを考えていくということになりますので、もう少し時間的な余裕というのが欲しかったと思います。

裁判員経験者 5：量刑の過去の判例を見て、それに近いのを当てはめてしまう、これでいいのだろうかというところが最後まで疑問になってしまいました。市民感覚を入れるといっても、どうしても前例を頭に入れながら考えてしまうというところが、これでいいのかなと悩むところでした。

裁判員経験者 6：実刑でいく場合と、猶予期間をつける場合と、猶予をつけるかつかないかで結構悩んだところが難しかったところです。それは若い人であれば更生の機会とか、周りの支援とかいろいろあると思うんですけど、今回かなり高齢の被告人でしたので、実刑の期間が短い中で、果たして社会的に更生するのは実刑だけでいけるのではないかな、また受け入れもあるのかな、今でもどうされてるのかなというようなところで不安な部分もあるんですけども、そこが一番難しかったところです。

司会者：二番目が裁判員制度で改善したほうが良いと思うこと、こうしてければ良いと思うことという質問があります。この点についてはいかがですか。

裁判員経験者 1：自分で参加させてもらって、その後ずっとこの裁判員制度をいろんな報道なんかで見させてもらってるんですけども、どうしても、例えば死刑判決を出したときの裁判員の苦悩がどうのこうのとか、すごくそういうレアな記事ばかりが目立って、それを見てしまうと裁判員になってこんな重いことをするのは嫌だなみたいな雰囲気、流れに行ってるような気もしないでもないんですけど、私自身としたらそのあたりのところはある程度割り切って淡々と法律にのっとなってやるほうがいいのではないかなという気がしますし、それとは別に裁判員になって体験する期間が裁判の期間で終わってしまうと、4日間なら4日間、僕らだったら5日間でしたけど、それでは短い人は何のあまりいい印象は残らないと思いますし、制度上しようがない

のかもしれませんが、もしできるのであれば、例えば3箇月間あなたは裁判員ですよとか、何回裁判をやろうが3箇月間は裁判員ですよとか、何か1回の体験、2回目の体験、3回目の体験で、体験を重ねていくことで自分ももっと高めていけるんじゃないかなと。そういう裁判員制度はどうかかなと、僕はそう思ってます。

裁判員経験者3：改善したほうがいいということについては、まず広報活動を僕は挙げます。法務省のこの裁判員制度に関する広報活動というのは非常に、私見ですけどお役所的な広報活動であって、一般市民に広く広めてもらうという意味では、職場であったりとか、学校であったりとかいう、学校なんかは、これから裁判員になる若い世代をどういうふうに裁判員制度に対して理解してもらうかということに、時間はかかりますけれども、きちんと基礎を積み上げていくと、その人たちが成人したときに理解が非常に深まると。それから実際に社会で働いてる人間にとっては、仕事をしながらというところあたりが皆さん大半ですから、会社のほうで裁判員に選任されたのでお休みをくださいとあって、いや、そんなん行かんとというような話はならないんですけれども、それでは裁判員制度が始まって裁判員になったときに、じゃあどうするとか、こうするとかいうことは、たまたまかもしれませんが、うちの会社では特にありませんでした。ですので、聞いたら答えてはくれるけれども、積極的なそういうような知識、予備知識というのは当然なかったもので、それはそういったところの社会に対する法務省側の広報活動がまだまだできてないというか、一般化してないのだと思います。こういった意見交換会の議事録も、僕は興味を持って後で調べたんで全部載ってるのは見たんですけれども、それも興味を持ってわざわざその情報をとりにいかないと分からないわけで、それを大半は全然そういうのに対して興味がない、あるいは先ほど言われたようにどちらかというのと避けて通りたいという人たちがほとんどなんで、そういった人たちのためにどうやってそれを理解して

もらうかというのを本当に考えてもらわないと、なかなかここは根づかないんじゃないかなと思いました。

あと裁判員をやる上では、どうしても負担があります。それは時間的な負担であつたりとか、少なからず精神的な負担であつたりとか。1番さんが言われたように、マスメディアではどちらかというところをどうしてもピックアップして取り上げますから、それが先入観で入ってきて「あつ。」というような形にどうしてもなってしまうから、そういった精神的な負担もあるのをどうやって軽減していくかというのを考えた上で、どうしても社会的な余裕がある人とか、あるいは国民としての義務に優先して感じる人とか、どうしてもまず選任手続に来ようといった時点で、そういった気持ちがない人でないとなかなか来ないですし、選任されても、こういう理由があるから辞退しますという人が大半になってきてしまう。そうすると、どうしても子育て世代の人はまず全部だめですよね。子供を育てて、学校に行ってるからというような話になりますし、会社で勤めて仕事が忙しい人もだめ。そうすると、定年退職されて比較的時間的余裕がある方とかいうふうには、ある程度広くデータ抽出をしてるんだけど、結果的にはどうしても偏るという傾向があると思うので、そういった部分は現実視していただいて、なかなか裁判員になっていただけない方とか、あるいは来ていただけない方に対してどういったケアが必要かというのを分析して、対策を打っていただくということも検討していただきたいなと思います。

裁判員経験者4：決まってからというものの時間の経過が早過ぎまして、あと一日缶詰になりますので、そのあたりは少し考えていただきたいというのがあります。いろんな職業を持ってられる方とか、主婦とかいますので、全てが全て9時から5時まででもないです。余裕を持って、もう少し早い目になるんだつたらなるということで決めていただいて、先ほどおっしゃいましたように3箇月間の猶予期間があるとか、そんな感じでしていただいたほう

が気持ち的にも裁判員になるんだということもあるし、何かわけがわからないまま過ぎてしまいますと、こんなんでよかったのかなという後で後悔とかも残りますので、もう少し時間的に余裕を持ってゆとりがあるような感じでしていただきたいと思います。

裁判員経験者 5：裁判が始まってからの中で、さっきも言ってますけども、裁判官がとても上手に明るいというか、雰囲気はつくっていただいているのはよく分かってるんですけども、評議の場になるとなかなか言えないということがあるので、それはそれでいいですよというのを最初に言うておいてもらおうとか、どんな言い方がいいのかが分からないんですけども、その雰囲気づくりを考えていただけたらなと思いました。

裁判員経験者 6：名簿の通知をいただいて、その後候補者になりましたよという選任通知が来るわけですけども、その選任通知が来て、いざ選任日、今回の初日だったわけですけども、たしか当日 50 人弱ぐらい、私は四十何番だったので、番号から推測すると 50 人弱お見えになってたと思うんですけども、そこで 6 人の裁判員と 2 人の補充裁判員ということで決まったわけですけども、その当日に、もう通知されてから半年以上たってたわけですから、いろんなその人の生活状況というのは変わってますから、当日、不適合ということで面談されて帰られた方も数人おられたところなんですけれども、要は 50 人弱の中で 8 人が参加したわけですけども、その残りの方たちというのは職場の中でいつからいつまで会社を休みますと、裁判員裁判で出かけてます、行きますという多分申請をされてると思うんです。そうした中でコンピュータではじかれて、もう当日は帰ってきたと。あれ、何か君、裁判員裁判で行くんじゃなかったのかというような事態が起こってると思うんです、大なり小なり。そういう方たちが果たして、もちろんこの土俵には上がってないわけですから守秘義務云々は関係ないわけですけども、職場の中で、裁判員ではじかれたんですよというぐらいの返答とか、参加し

なかった理由というのがいろいろと出てると思うんです。そうしたことが裁判員になる人というか、機会というか、国民の意識というのが薄らいでる一つの証になってるのではないかなと、勘ぐりな部分があるんですけど、そういうことを実は感じております。それが数人のことでしたらいいと思うんですが、お帰りになられた人が多過ぎるとも思ってますので、確かに事情はあろうかと思うんですけれども、いざそれだけの人数が来られてるわけですから、そうした中ではじかれてるとするのは改善の余地があって、できるだけ真っ当な数字で通知をして、真っ当な数字で確保できるようなことを、もう少しお考えいただいたらどうかなというふうに思いました。

司会者：では最後、また機会があったら裁判員をやってみたいと思うかという質問があります。これについてお答えください。

裁判員経験者 1：また機会があればやらせていただきたいなと思ってます。

裁判員経験者 3：現時点では積極的には手は挙げませんが、当然、選任手続でリサーチされて当たれば、寄せてはいただきます。ただ、今回たまたま仕事の都合がつけられたので参加できたのですが、折り合いが合わなければなかなか積極的にという形にはどうしてもなりかねる部分はあります。ですから、もし自分が定年退職して、それぐらいの年になったときには余裕もありますので、積極的にと言うと思います。

裁判員経験者 4：当たれば多分来させていただくと思うんですけど、できましたら違う方に、1回ずつ皆さんに当たるように、そういう感じで広く進めていっていただければいいと思います。

裁判員経験者 5：私もやったことのない人にやってほしいという意味で、もうやらないでおこうと思います。

裁判員経験者 6：私も同じく、されたことのない方にしていただいたほうがいいと思いますので、二度の出席というのは余りよくないとは思いますが。

司会者：裁判員経験者の皆さんには、本日は非常に活発な意見交換をしていた

だきまして誠にありがとうございます。裁判所，それから検察庁，弁護士会，いずれも本日伺った貴重な御意見を今後のより良い裁判員裁判の実現に向けて活かしてまいりたいと思います。本日は大変ありがとうございました。